

# 公告内容

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

熊本市スポーツ施設あり方調査業務委託

### (2) 目的及び概要

令和9年度に実施予定の「熊本市スポーツ施設ストック適正化計画」中間見直しに向けて、市民のスポーツ施設に対するニーズ調査及び適地調査等を実施し、市有スポーツ施設に関する今後の方向性を決定する際の資料を作成する。また、熊本県の藤崎台県営野球場の移転再整備を受け、本市が今後硬式野球場誘致を行うのか、今後の方針を決定する際の検討資料も併せて作成する。

### (3) 履行場所

熊本市内一円

### (4) 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

### (5) 提案上限額

19,000千円(消費税及び地方消費税含む)

## 2 担当部署

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課

(電話) 096-328-2724

(FAX) 096-323-9262

(Mail) sportsshinkou@city.kumamoto.lg.jp

## 3 参加資格

応募者の参加資格要件は次の各号に掲げる全ての条件を満たす者とする。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。

- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

#### 4 申請手続等

##### (1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和 8 年（2026 年）2 月 25 日（水）から令和 8 年（2026 年）3 月 12 日（木）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する。（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和 8 年（2026 年）3 月 12 日（木）までの間 2 の担当部局で閲覧に供する。

##### (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

###### ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第 1 号） 1 部

(イ) 参加資格審査調書（様式第 2 号） 1 部

(ウ) 会社概要書（様式第 3 号） 1 部

(エ) 業務実績書（様式第 4 号） 1 部

（業務の実績については、参加表明書提出日までに履行が完了したものに限る。）

(オ) 業務の実績を証する契約書等の写し等

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

###### イ 提出期限

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日（木）午後 5 時まで

郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）3 月 12 日（木）までに必着のこと。

###### ウ 提出先

2 の担当部署

## エ 提出方法

持参又は郵送とする。

(ア) 持参の場合は開庁日（休日を除く）の午前9時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

## (3) 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出時点において記載すること。

(イ) 4-(2)-ア-(オ)の書面が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

また、4-(2)-ア-(オ)により提出された書類では、業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

## (4) 参加資格の決定及び通知

参加表明書提出したすべての者にたいして、参加資格の審査結果を令和8年(2026年)3月13日(金)までに通知する。

## (5) 辞退

参加表明書を提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面(様式自由)で提出すること。

## 5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面(様式自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して1日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 説明会

本件公募型プロポーザルに伴う説明会等は実施しない。

## 7 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

書面(様式第7号)により電子メール又はファックスにて提出すること。

ただし、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間

令和8年(2026年)2月25日(水)から令和8年(2026年)3月12日(木)正午まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

### ウ 提出先

## 2の担当部署

(2)(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも記載する。

### ア 閲覧期間

令和8年(2026年)3月16日(月)までに開始し、令和8年(2026年)3月27日(金)までとする。

### イ 閲覧場所

2の担当部署

## 8 プロポーザルに参加するものが1者である場合の措置

プロポーザルに参加するものが1者であっても、プロポーザルを行うものとする。なお、プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

再度公告し、プロポーザル参加者が1者以上あった場合、プロポーザルを行うものとする。

## 9 提案書等の提出

4(4)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ア 企画提案書提出書(様式第5号) | 1部        |
| イ 業務の実施体制(様式第6号)  | 原本1部 写し5部 |
| ウ 企画提案書(様式は自由)    | 原本1部 写し5部 |
| エ 概算見積書(様式は自由)    | 原本1部、写し5部 |

注)概算見積書の金額は税込(10%)で1(5)に定める金額以内とすること、この金額を超えて概算見積書を提出した者は失格とする。

### (2) 企画提案書作成の留意事項

企画提案書は次の施行に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。

- ア 独自提案については、その内容・記載部分が分かるように工夫すること。
- イ 文書を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。
- ウ 企画提案書の文字の大きさは10ポイント以上とする。
- エ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

### (3) 提出書類の規格・部数

- ア 各書類の用紙規格はA4及びA3とする
- イ (1)ア～エ(原本)は綴じずに提出すること。
- ウ (1)イ～エの各写し5部については、会社名を空欄にするなど会社名を特定できないよう処理をしたうえでイ業務の実施体制、ウ企画提案書、エ概算見積書(イ～エの各写しについては、事前に連絡する参加者記号を記載すること)の順に一冊にまとめて5部

提出すること。

(4) 提出期限

令和8年(2026年)3月18日(水)午後5時まで

(5) 提出先

2の担当部署

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は開庁日(休日を除く)の午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、上記以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(7) 辞退

企画提案書を提出した後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること(様式は不問)。

10 提案書等のヒアリングの実施(予定)

(1) 実施日時

令和8年(2026年)3月27日(金)

(2) 実施場所

熊本市手取本町1番1号 熊本市役所 本庁舎 8階会議室

時間等は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面式による質疑応答形式

(4) 提案書等に関するヒアリングは審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる評価項目(以下これらを「ヒアリング項目」という。)に対して実施するもの。

ア 評価項目1 「基本的項目(業務実施体制・スケジュール)」

イ 評価項目2 「業務遂行能力(経験・実績)」

ウ 評価項目3 「企画提案内容(調査・分析、アンケート、骨子案、独自提案)」

エ 評価項目4 「概算経費」

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は全て0点として取り扱うものとする。

## 1 1 審議の方法等

### (1) 審議の主体

「熊本市スポーツ施設あり方調査業務受託事業者選定審議会」にて行う。

### (2) 審議の基準

「熊本市スポーツ施設あり方調査業務受託事業者選定審議会審査基準」によるものとする。

### (3) 審議の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高評価点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高評価点者が複数ある場合は、各審議員の得点数（合計）の総計が最も高いものを上位とする。

## 1 2 プロポーザル審議結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとしたものはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより広報を行うものとする。

## 1 3 契約候補者として選定されなかったものに対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかったものは、契約候補者の公表を行った日から翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 1 4 その他の留意事項

(1) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

### (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部署で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替えおよび再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明等を無効とし、参加資格の取消し、契約締結の保留又は契約の会場等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に市長に対して参加資格がないと認めた理由を書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(8) 業務責任者の確認等

- ア 申請書等又は企画提案書等に記載した配置予定の業務責任者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の業務責任者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に市長の承認を得るためには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。